○厚生労働省令第五十四号

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）第五十六条第三項及び障害者の雇用の促進等に関する法律施行令（昭和三十五年政令第二百九十二号）第十四条の規定に基づき、障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年四月一日

厚生労働大臣　田村　憲久

障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

第八条中「第九条第二項」の下に「、第十五条第二項」を加え、「第六節」を「第五節」に改める。

第十五条第二項中「報告書」の下に「（その雇用する労働者の数が常時三百人以下である事業主にあつては、その雇用する身体障害者である労働者及び精神障害者である労働者（第二十六条第一項第二号、第二十七条第一項及び第四十五条において「身体障害者である労働者」という。）の障害の種類及び程度を明らかにする書類並びに当該労働者の労働時間の状況を明らかにする書類を含む。）」を加える。

第二十六条第一項第二号中「身体障害者である労働者、知的障害者である労働者及び精神障害者である労働者（次条第一項及び第四十五条において「身体障害者である労働者等」という。）」を「身体障害者である労働者等」に改める。

第二十七条第一項に次のように加える。

五　身体障害者である労働者等の労働時間の状況を明らかにする事項

附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　平成二十四年度以前の年度分として支給する障害者雇用調整金及び報奨金に係る申請書に添付する報告書並びに平成二十四年度以前の年度分として納付すべき障害者雇用納付金に係る申告書に添付する書類については、なお従前の例による。

○厚生労働省令第五十五号

雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第七条、第十五条第五項、第三十条第一項、第六十二条第一項及び第二項、第六十三条第二項並びに第八十二条、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第二十九条第一項及び第二項、雇用対策法（昭和四十一年法律第百三十二号）第十九条第一項、建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）第九条第二号並びに短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成五年法律第七十六号）第二十八条第一項及び第二項の規定に基づき、雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年四月一日

厚生労働大臣　田村　憲久

雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令

（雇用保険法施行規則の一部改正）

第一条　雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項第二号中「第三十四条各号」を「第三十五条各号」に、「第三十五条各号」を「第三十六条各号」に改める。

第二十八条の二第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　管轄公共職業安定所の長は、前項の認定に関して必要があると認めるときは、受給資格者に対し、運転免許証その他の基本手当の支給を受けようとする者が本人であることを確認することができる書類の提出を命ずることができる。

第百二条の三第一項第二号イ中「第百四条第一項の高年齢者労働移動受入企業助成金、第百十条第一項の特定就職困難者雇用開発助成金、第百十条の二の受給資格者創業支援助成金（同条第三号の雇入れに係るものに限る。以下この条において同じ。）、第百十二条第一項の沖縄若年者雇用促進奨励金若しくは地域再生中小企業創業助成金、第百十八条第一項の中小企業基盤人材確保助成金、第百十八条の三第一項の発達障害者雇用開発助成金、難治性疾患患者雇用開発助成金、精神障害者雇用安定奨励金（同条第六項第一号ロの雇入れに係るものに限る。以下この条において同じ。）若しくは職場支援従事者配置助成金（同条第七項第一号ロに規定する職場支援従事者に係るものに限る。）又は雇用対策法施行規則（昭和四十一年労働省令第二十三号）第六条の二第一項に規定する特定求職者雇用開発助成金」を「雇用の安定を図るための給付金であつて職業安定局長が定めるもの」に改め、同条第二項中「三分の二」を「二分の一」に、「四分の三」を「三分の二」に改め、同条第五項中「、第百十三条第一項の通年雇用奨励金又は第百十八条第一項の中小企業基盤人材確保助成金」を「又は第百十三条第一項の通年雇用奨励金」に改め、同条第六項を次のように改める。

6　出向に係る雇用調整助成金は、事業主が、他の事業主に係る雇用の安定を図るための給付金であつて職業安定局長が定めるもの（以下この項において「雇入れ促進給付金」という。）の対象となる被保険者を出向又はあつせんにより雇い入れている場合（当該雇い入れられている被保険者に係る雇入れ促進給付金が支給される場合に限る。）において、当該雇入れ促進給付金の対象となる被保険者の従事する自己の事業所の被保険者について出向をさせたときは、当該被保険者については、支給しない。

第百二条の三第七項中「雇用調整助成金、高年齢者労働移動受入企業助成金、特定就職困難者雇用開発助成金、受給資格者創業支援助成金、沖縄若年者雇用促進奨励金、地域再生中小企業創業助成金、通年雇用奨励金、中小企業基盤人材確保助成金、発達障害者雇用開発助成金、難治性疾患患者雇用開発助成金又は精神障害者雇用安定奨励金」を「雇用の安定を図るための給付金であつて職業安定局長が定めるもの」に改める。

第百四条第一項中「中小企業定年引上げ等奨励金、高年齢者職域拡大等助成金及び」を削り、同条第二項から第四項までを削り、同条第五項第一号イ中「の被保険者」の下に「（短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者を除く。以下この号において同じ。）」を加え、同項を同条第二項とし、同条第六項中「第百十八条の二並びに附則第十七条の四の四及び第十七条の四の四」に改め、同項を同条第三項とする。

第百九条中「、受給資格者創業支援助成金」を削る。

第百十条の二を次のように改める。

第百十条の二　削除

第百十二条第六項中「法人等を設立」を「法人等（法人又は個人をいう。以下この項において同じ。）を設立（法人等が個人である場合にあつては、事業を開始することをいう。以下この項において同じ。）」に改める。

第百十五条第二号中「第百十八条第五項」を「第百十八条第二項」に改め、同条第三号を次のように改める。

三　削除

第百十五条第十四号を次のように改める。

十四　削除

第百十六条第四項第一号ロを次のように改める。

ロ　削除

第百十六条第四項第二号ロを次のように改める。

ロ　削除

第百十八条第一項中「、中小企業基盤人材確保助成金」及び「、中小企業人材確保推進事業助成金」を削り、同条第二項から第四項までを削り、同条第七項を同条第三項とし、同条第六項を削り、同条第七項を同条第四項とする。

第百十八条の二を次のように改める。

第百十八条の二　削除

第百十八条の三第一項中「、職場支援従事者配置助成金及び重度障害者等多数雇用施設設置等助成金」を「及び職場支援従事者配置助成金」に改め、同条第八項を削る。

第百十九条を次のように改める。

第百十九条　削除

第百二十条及び第百二十条の二中「第百四条第二項、第四項及び第五項」を「第百四条第二項」に改め、「、第百十条の二」を削り、「第百十八条第二項、第五項及び第六項、第百十八条の二」を「第百十八条第二項」に、「及び第六項から第八項まで」を「、第六項及び第七項」に改め、「、中小企業定年引上げ等奨励金、高年齢者職域拡大等助成金」、「、受給資格者創業支援助成金」、「、中小企業基盤人材確保助成金」及び「、中小企業人材確保推進事業助成金、均衡待遇・正社員化推進奨励金」を削り、「、職場支援従事者配置助成金及び重度障害者等多数雇用施設設置等助成金」を「及び職場支援従事者配置助成金」に改める。